

令和2年4月23日

事業主各位

読谷村長 石嶺 傳實  
〈公印省略〉

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施について（通知）

日頃より、本村の保育行政について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本村においては、感染拡大のリスクを回避するため、4月20日付「村立保育所・認可保育園における登園自粛の要請について」により保護者の皆様へ家庭保育可能な日の登園自粛につきましてご協力をお願いしているところです。その結果、利用状況は、おおよそ3割～5割の利用率になっており、感染リスク軽減と施設の負担減が一定程度図られていると考えております。保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

しかしながら、県において、4月22日に新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態措置が発表され、更なる取り組みの必要性を認識しております。

そのような状況を踏まえ、本村としては、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育（特別保育）を実施することといたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、村民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持のためであり、保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様におかれましては、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変更があった場合は、更なる対策の強化を図る予定です。

記

1. 保育対象 **保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合**とします。

- (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- (2) 運営の継続が求められてる社会福祉施設等で従事する必要がある方
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

2. 実施期間 4月27日（月）～5月6日（水）

3. 保育時間 8時30分より17時30分まで

※ 今後、国や県、市町村等の動向により変更となる場合があります。その際には改めて本村ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先  
読谷村こども未来課  
保育所・幼稚園係  
TEL:098-982-9240